第二条　労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則の一部を次のように改正する。

第二十四条第九号中「第四十条の六第二項」を「第四十条の九第二項」に改める。

第二十六条に次の一項を加える。

3　前二項の規定は、法第三十四条第三項の規定による明示について準用する。

第三十三条の九の見出し及び同条第一項中「第四十条の六第一項」を「第四十条の九第一項」に改め、同条第二項中「第四十条の六第二項」を「第四十条の九第二項」に改め、同条を第三十三条の十とし、第三十三条の八の次に次の一条を加える。

（法第四十条の六第一項第三号の厚生労働省令で定める意見の聴取の手続）

第三十三条の九　法第四十条の六第一項第三号の厚生労働省令で定める意見の聴取の手続は、次のとおりとする。

一　第三十三条の三第一項の規定による通知

二　第三十三条の三第三項の規定による書面の記載及びその保存

三　第三十三条の三第四項の規定による周知

第五十五条第二号を次のように改める。

二　法第四十条の八第一項の規定による助言並びに同条第二項の規定による助言、指導及び勧告

（職業安定法施行規則の一部改正）

第三条　職業安定法施行規則（昭和二十二年労働省令第十二号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「次項において」を「以下」に改める。

第十八条第三項第二号ハ中「前号ホからヲまで」を「前号へからヲまで」に改め、同条第九項を同条第十項とし、同条第八項を同条第九項とし、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項の次に次の一項を加える。

7　労働者派遣法第二条第四号に規定する派遣元事業主若しくは労働者派遣法第五条第一項の規定による許可（以下「労働者派遣事業の許可」という。）の申請を現にしている者（以下「派遣元事業主等」という。）が法第三十条第一項の規定による許可の申請をするとき又は労働者派遣事業の許可を受けようとする者が同時に同項の規定による許可の申請をするときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類を添付することを要しない。ただし、当該書類により証明しようとする事項が当該者に係る労働者派遣事業の許可の申請、労働者派遣法第十条第二項の規定による許可の有効期間の更新の申請又は労働者派遣法第十一条第一項の規定による届出の際に添付した書類により証することができない場合における当該書類については、この限りでない。

一　申請者が法人である場合　第三項第一号イからヘまでに掲げる書類

二　申請者が個人である場合　第三項第二号イ、ロ及びハ（同項第一号へに係る部分に限る。）に掲げる書類

第二十二条第四項第二号中「第十八条第三項第一号ホ及びヘ並びに」を「第十八条第三項第一号へ及び」に改め、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5　派遣元事業主等が法第三十二条の六第二項の規定による許可の有効期間の更新を申請するとき又は労働者派遣事業の許可を受けようとする者が同時に同項の規定による許可の有効期間の更新の申請をするときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類を添付することを要しない。ただし、当該書類により証明しようとする事項が当該者に係る労働者派遣事業の許可の申請、労働者派遣法第十条第二項の規定による許可の有効期間の更新の申請又は労働者派遣法第十一条第一項の規定による届出の際に添付した書類により証することができない場合における当該書類については、この限りでない。

一　申請者が法人である場合　第十八条第三項第一号イ、ロ及びニからヘまでに掲げる書類

二　申請者が個人である場合　第十八条第三項第二号ロ及びハ（同項第一号へに係る部分に限る。）に掲げる書類

第二十三条第二項において準用する法第三十二条の七第一項

第二十三条第六項

法第三十二条の七第一項	法第三十三条の三第二項において準用する法第三十二条の七第一項
次の各号に掲げる場合の区分に応じそれぞれ当該各号に定める書類	第二十五条の三第三項第一号から第四号までに掲げる書類

第二十三条第二項第二号イ中「起算して十日」の下に「（第四項の規定により登記事項証明書を添付すべき場合にあつては、三十日）」を加え、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6　派遣元事業主等が法第三十二条の七第一項の規定による届出をするとき又は労働者派遣事業の許可を受けようとする者が同時に同項の規定による届出をするときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類のうち当該変更事項に係るものを添付することを要しない。ただし、当該書類により証明しようとする事項が当該者に係る労働者派遣事業の許可の申請、労働者派遣法第十条第二項の規定による許可の有効期間の更新の申請又は労働者派遣法第十一条第一項の規定による届出の際に添付した書類により証することができない場合における当該書類については、この限りでない。

一　申請者が法人である場合　第十八条第三項第一号イからヘまでに掲げる書類

二　申請者が個人である場合　第十八条第三項第二号イ、ロ及びハ（同項第一号へに係る部分に限る。）に掲げる書類

第二十三条第六項中「第七項まで」を「第七項まで」に、「及び第六項」を「及び第七項」に改め、「「有料の職業紹介事業」と」の下に「、第十八条第七項中「第三十条第一項」とあるのは「第三十三条第一項」と」を加え、「第二十三条第六項中「第三十二条の七第一項」とあるのは「第三十三条第四項において準用する法第三十二条の七第一項」と、第二十三条第七項に改め、同条第二項中「第五項まで」を「第六項まで」に改め、「第二十二条第五項中」の下に「「第三十二条の六第二項」とあるのは「第三十三条第五項において準用する法第三十二条の六第二項」と、第二十二条第六項中」を加える。

第二十五条の三第二項中「第五項まで」を「第六項まで」に改め、同項の表第二十三条第五項の項の次に次のように加える。